

後期高齢者医療に関する要望書

現在、本広域連合におきましては、11月の広域連合議会定例会において、保険料率等が盛り込まれた後期高齢者医療に関する条例が議決され、平成20年4月からの制度施行に向け、全力を挙げ準備業務に取り組んでいるところでございます。

しかしながら、保険料負担軽減のための方策の検討、基本健診などの保健事業に対する財政支援の拡充、被保険者等に対する制度の十分な周知など国における更なる対応が必要であると感じているところであります。

については、国におかれまして、後期高齢者医療制度がより良い制度となるため、次の事項について積極的に対応されますよう強く要望いたします。

1 被保険者の保険料負担の軽減のための方策について検討を行うこと

被保険者の保険料負担軽減を図るために、療養の給付など直接被保険者に給付する費用以外は一般事務費とし、当該事務費に対する補助制度の創設等、国において新たな財政支援への方策を検討すること。

2 基本健診などの保健事業に対する財政支援の拡充を図ること

後期高齢者に対する基本健診は、疾病の予防、早期発見、早期治療による医療費抑制の観点から、基本的保健事業として位置付けることが重要であるため、保健事業に対する財政支援の拡充を図ること。

また、市町国保の特定健診と同様、都道府県も財政支援に協力するよう要請すること。

3 制度施行時に混乱や誤解が生じないように、国として最大限の周知活動を行うこと

新たな医療制度が国民に理解されるよう、様々な機会を捉えて制度の意義を含めた周知を引き続き行うこと。

特に、平成20年4月の制度施行とほぼ同時に大半の被保険者に対して特別徴収により保険料の徴収が開始されるため、混乱や誤解を招かぬよう国においても十分な周知を行うこと。

また、各医療保険者に対しても、被保険者及び被扶養者に十分に周知を図るよう働きかけること。

平成19年11月30日

広島県後期高齢者医療広域連合議会
議長 土井 哲 男

厚生労働大臣

舩 添 要 一 殿